

平成 30 年 7 月 30 日制定

小川町立小・中学校適正規模・適正配置検討基本方針

1 はじめに

本町では、町内すべての学校において児童生徒数が年々減少し、20 年後にはほぼ半減してしまう状況が見込まれます。また、複式学級の編制が生じる見込みの小学校もあります。

現在の学校規模は、小川小学校以外はすべて国の示す標準の学級数に達しておらず、小規模化している状況にあります。こうした中で、町立小・中学校教職員を対象としたアンケート結果からも、学校は既に、固定された人間関係への対応や切磋琢磨する環境づくりなど、小規模化により顕在化した課題への対応を迫られている状況にあることがわかりました。今後、小規模化による課題は更に顕在化し、そして顕著になっていくと見込まれます。

本町の状況を考えると、学校の小規模化に対応して抜本的な教育環境の改善を図るため、学校再編を視野に具体的な方向を検討することが必要な時期にあります。

このようなことから、町立小・中学校適正規模・適正配置検討基本方針をここに定め、具体的な検討を始めるものです。

2 小川町立小・中学校適正規模・適正配置検討基本方針

町立小・中学校適正規模・適正配置の検討を進めるにあたっては、特に次の点に基づき行うものとする。

- (1) 町立小・中学校の適正規模・適正配置の検討は、児童生徒数の減少に伴い生じる教育課題を緩和、解消し、児童生徒の教育環境を改善するためのものであること。
- (2) 検討の対象は、町立小・中学校とする。
- (3) 検討は、学校再編を中心に据えて、未来の児童生徒像を念頭に、持続可能な町立小・中学校の在り方について行うものとする。
- (4) 検討にあたっては、保護者、地域住民への情報提供を行うとともに、意見を聴く機会を設け行うものとする。
- (5) 検討にあたっては、短期、中期、長期的な視点をもって行うものとする。